

第22回 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と

福岡出入国在留管理局との意見交換会報告

2020年4月9日 中島 眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

はじめに

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州と福岡出入国在留管理局（以下 福岡入管）との第22回意見交換会は、2020年3月5日（木）午後1時30分から午後3時過ぎまで、福岡入管7階会議室で行われました。福岡入管側から、実務担当者7名（入国審査部門、在留審査(永住)部門、在留審査(研修・留学)部門、在留審査(就労)部門、難民審査部門 警備部門、審判部門の統括審査官）が出席し、総務課の渉外調整官1名の計8名（女性が4名）が出席しました。また、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州及びその関係者から17名が参加しました。福岡入管側の実務担当者7名のうち4名は女性でした。

最初に入管職員の自己紹介が行われ、2019年1月中にネットワーク九州事務局が事前に福岡入管に文書で提出していた質問書（Ⅰ 入管業務に関する質問、Ⅱ 改定入管法・技能実習法等に関する質問、Ⅲ 統計数値に関する質問、小項目総計51項目）に対する回答の説明が約40分間ありました。また、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州から法務大臣と福岡出入国在留管理局長あて10項目（小項目総計では30項目）の要請書を事前に提出していましたが、こちらへの入管側の回答はありませんでした。その後、福岡入管からの回答に対して、多岐にわたる質疑が約1時間行われました。入管との意見交換会終了後、近くの会場で、参加者との交流会が1時間あまり行われました。

今年は、事前提出の質問項目も、例年と同じ回答となりそうなものや抽象的な回答となりそうなものをできるだけ削除し、質疑時間を多くとれるように配慮しました。しかし、例年以上に入管からの回答が、昨年まで回答された質問項目でも、「非公表につき回答できない」として回答しない項目が多くなりました。それでも、永住者のガイドラインなど永住審査の厳格化、技能実習生の妊娠・出産問題、技能実習生の失踪問題、強制帰国の問題等について活発な意見交換が行われました。

以下、質問項目順に、福岡入管への質問と回答及び質疑の中で重要と思えるものに関して、報告します。

I 入管業務に関する質問への回答

1 日本語学校の留学生について

2018年12月末福岡局管内の日本語教育機関からの在籍者数は約1万人という回答でしたが、2019年12月末は、約9,900名で、100名減少しました。また日本語教育機関に係る在留

資格認定証明書交付件数も、2017年7,500件から比べると減少していますが、2018年5,900件(ベトナム2,400件、ネパール1,600件、中国1,000件)、2019年5,700件(ネパール2,600件、ベトナム1,300件、中国1,000件)と少し減少した程度でした。また「留学」の在留資格の取消し件数は、昨年まで2017年5件、2018年7件と回答がありましたが、今年は、官署別に取消し件数は公表していないとして、回答しませんでした。

2 人身売買被害者保護について

人身取引被害者として認定された外国人は、2017年全国20名(福岡局管内0名)、2018年全国9名(福岡局管内0名)そのうち5名が不法残留者で、在留特別許可した。9名のうち労働搾取として保護したものの1名、その中には、技能実習生は含まれていない。2019年は、集計中という回答でした。

(コメント)

- ※ 外国人の人身取引被害者の認定は、2017年20名から2018年9名と減少しています。これまで外国人について、性的搾取に限られていましたが、その中の1名が、技能実習生ではありませんが、労働搾取で認定されたことは注目されます。
- ※ 2020年3月公表の法務省のホームページによると、2019年の人身取引被害者として保護された外国人は12名(全員フィリピン人、うち5名が入管法違反者で、5人を在留特別許可した。)

3 DV被害者等の外国人の認知件数、在留資格の更新や変更について

2017年10件(フィリピン7件、中国2件、タイ1件、配偶者等から暴力、在留審査手続6件、相談4件、性別はすべて女性)、2018年6件(フィリピン4件、タイ1件、中国1件、配偶者等からの暴力など、在留審査手続5件、相談1件、性別はすべて女性)、今年の回答は、2019年5件(フィリピン3件、アフガニスタン1件、中国1件、配偶者等からの暴力など、在留審査手続2件、相談2件、退去強制手続中1件、性別はすべて女性)でした。

(コメント)

- ※ DV被害者として認知した外国人数は、2017年10件、2018年6件、2019年5件と減少しています。入管による外国籍のDV被害者の認知件数はきわめて少なく、実態を反映しているとは思えません。

4 セクシャルマイノリティについての質問

- ① トランスジェンダーの外国人を入管が収容するとき、本人の自認する性別についての配慮に関して、単独で収容するなど被収容者の状況や意向に応じて可能な範囲で柔軟に対応する。
- ② 同性パートナーがいるオーバーステイ者への在留特別許可申請に関する配慮について

ては「我が国においては、同性婚は認められていないため、日本人と同性婚の関係にある外国人は入管法上の配偶者に含まれない。在留特別許可もこのような入管法上の配偶者の考え方を前提として行っており、同性の者との関係を婚姻と同様に評価するという考え方は取っていない。」

5 配偶者等の取り消しについて

事実調査件数は、昨年は2017年1件、2018年0件でしたが、今年は非公表として回答がありませんでした。在留資格取消（入管法22条の4第1項7 配偶者としての活動6カ月行っていない場合）件数は、昨年の回答で、2017年0件、2018年1件でしたが、今年の回答は2019年集計中で回答がありませんでした。在留資格取消（入管法22条の4第1項10 虚偽の住所に係る届出） 2017年0件、2018年0件、 在留資格取消（入管法22条の4第1項6及び9 双方に該当 別表第1の在留資格で在留するものが3月以上活動していない場合及び退去後の住所の届出を90日以内にしていない場合） 2018年8件という回答でした。

6 「永住許可のガイドライン」について

令和元年（2019年5月31日改定）の「永住許可のガイドライン」については、「これまでの取り扱いを明確化したもので、従来より厳格化したものでも、新たな運用でもない」という回答でした。在留期間3年を有する場合においては、当面最長の在留期間を持って在留しているとして取扱としているが、今後の取扱いは運用状況を踏まえて判断されることになるという回答でした。

（コメント）

※ 質疑のなかでも、永住許可のガイドラインにより、年収要件の引き上げや、公租（税金や公的保険料等）の提出資料の長期間化（日本人配偶者等からの申請の場合、従来の過去1年間分が過去3年間分となるなど）、年金や、国民健康保険などの提出要件の厳格化が、現実に行われて入り、その事実を認めて、なぜ厳格化するのかについて回答を求めたが、入管側からは、上記の回答が繰り返された。

II 改定入管法や技能実習法等について

1 「特定技能」の在留資格

- ①「特定技能」の在留資格者の人数について、2019年12月末日現在で「特定技能1号は1,621人 うち福岡入管内196名（うち技能実習ルートが187人）」という回答でした。
- ②当初の初年度4万7,000人に届いていない理由は、「試験が実施されていない分野や国があったこと、送り出しを予定している国の中には送り出し手続きを整備中の国がある事、制度が複雑で申請手続きがわかりづらい等の声があげられていることを承知している」

という回答でした。

- ③原則家族帯同が認められない「特定技能1号」に家族帯同が例外的に認められる場合とは、申請する者の家族が中長期在留者として在留している場合で、申請者が変更許可後は「特定活動」への変更許可を案内する。（「留学」の在留資格者が変更申請する場合、その配偶者や子どもが「家族滞在」で在留している場合などが想定）との回答でした。
- ④原則家族帯同が認められない「特定技能1号」の在留外国人同士の間で、日本で子どもが生まれた場合、子どもの在留資格の取り扱いには、出生から60日を超えて、「特定技能1号」の家族として本邦での在留を希望する者については、「特定活動」の在留資格取得許可申請を案内する。特定技能外国人が産休や育休を取得することで、入管法令上問題になることはないとの回答でした。

2 登録支援機関について

登録支援機関は、2019年12月末現在 254件(株式会社約半数、事業協同組合89件、行政書士20件など)との回答でした。

3 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」について

「昨年12月に改定され、172の施策が盛り込まれている。これに基づき、入管としても都道府県等と連携し、外国人材の円滑かつ適正な受け入れの促進、共生社会実現のための受け入れ環境整備などに取り組んでいる。」という回答でした。「受入れ環境調整担当官」は、就労永住審査部門の統括審査官1名を配置し、主な役割は地方公共団体との窓口役として意見聴取・相談員として派遣、情報提供や研修を行う。

4 入国管理局から出入国在留管理庁への組織変更に伴う在留管理の変化について

外国人の適正な在留管理を行う任務が法務省設置法上明記された。また特定技能制度において入管法上初めて支援の仕組みが盛り込まれるなど、在留管理においても新たな視点をもって制度の適正な運用に努めている。共生社会実現のため、従来の業務に加え各種の在留支援業務(主に地方公共団体等などへの支援)を行っている。

(コメント)

- ※ 外国人の管理と取締機関であった入管行政に、「外国人との共生社会実現のため、各種在留支援活動」が新たに加わったことは、大きな転換と思えるが、その現状は、都道府県などの地方自治体との情報提供や意見交換や研修のレベルにとどまっている。

Ⅲ 技能実習法等について

1 不正行為について(入管は2017年11月以降は旧法下の技能実習生のみを対象)

2017年213機関 2018年112機関（企業単独型1件、団体管理型111機関のうち監理団体7機関 実習実施機関104機関）のうち福岡入管内 企業単独型0件、団体管理型5件 すべて実習実施機関 類型別では賃金未払い4件 労働関係法令違反1件

2 技能実習生の失踪者数

全国2019年9,052名 2019年上半期4,499名

現状での失踪の要因として、「技能実習生の新規入国者数の増加や、技能実習生の経済的事情のみならず、以前として受入機関等における受入れ状況の問題が存在していると認識している」との回答でした。

3 失踪者増大の要因

失踪技能実習生から慎重に失踪理由の聴取を行い、聴取の結果不正行為の疑いが認められた事案については、速やかに実地調査を行い、関係機関への情報提供と不正行為への係わる措置を検討している、また、昨年11月には失踪実習生減少の施策として、失踪者を出した関係機関に対してその帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止する措置や失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発や、及び公表などの新たな施策を発表し、これらの施策についての取り組みを進めている。

（コメント）

※ 質疑の中で、失踪技能実習生からの聴取を行う入管職員を、警備部門の職員から、技能実習担当の職員に替えて行っている等の説明がありました。

4 労働局と福岡入管との相互報制度

2019年福岡入管から各労働局への通報112件、労働局から福岡入管への通報37件

5 技能実習生数について

福岡局管内で、2016年12月末に22,670人、2017年12月末に29,067人、2018年12月末35,694人、2019年6月末39,813人と増加し続けている。（全国2018年12月末328,360人、2019年6月末367,709人）

6 実習生の在留資格の取り消し（2016年に新設された法22条の4の第1項の第5号による） 2018年1件 2019年集計中

7 技能実習生間に日本で生まれた場合の子どもの在留資格の取扱い、及び母親の産休や育児休業期間中の在留資格の取扱いについて

「技能実習」や「研修」、長期の滞在が予定されていない「短期滞在」での在留する者の家族は「家族滞在」の対象から除外されている。仮に技能実習生が我が国で子を出産し、

当該本邦出生時が本邦で親である技能実習生の扶養を受けて滞在しなければならない特別な事情がある場合、受け入れ機関における当該技能実習生の受け入れ継続状況や個々の事情に鑑み、在留資格「特定活動」を付与することも踏まえて検討することになる。また、技能実習生の出産や育児に伴う休暇、休業期間中の在留資格の取り扱いについては、在留期間更新許可申請時において、休業等の期間であるとか、在留状況に鑑み、事案毎に個別に判断しているが、育児休業を取得していることのみを以て、一律に在留期間の更新認めないという取扱いは行っていない。

(コメント)

- ※ 質疑の中で、日本で生まれた子に「特定活動」の在留資格が付与されうることでなく、日本で子を出産した母親の在留資格について、期間更新中では期限後2ヶ月までの特定期間中を活用しての期間更新、あるいは、個々の事情によっては「特定活動」の在留資格への変更を検討する場合もあることも明らかになりました。

8 技能実習生が、実習期間中に妊娠し、日本国内での出産はなく、出身国での出産を希望して帰国した場合に、技能実習の残りの期間を再入国して行うことは可能かについて

「一般論として技能実習生が出産のために帰国し技能実習を中断する場合、出産後再度入国し技能実習計画上残りの実習期間において実習を再開することは可能。

その場合には、原則として帰国前に技能実習困難時届出書を提出した上で、再開時期にあわせて、外国人技能実習機構から新たな技能実習計画の認定を受け、当局に対して在留資格認定証明書交付申請を行う必要がある。

(コメント)

- ※ 外国人技能実習生が実習中に妊娠した場合、健康保険等の産休をとって、出身国に帰国して出産し、子どもを出身国の実家や親族などに預けて、再来日して、技能実習先の職場に復帰することも可能であることが、明らかになりました。
- ※ 技能実習生が来日中に妊娠する前のリプロダクティブヘルズ・ライツや性教育などの重要性についての質問に対し、入管から、「この問題については、技能実習機構と共有し、啓発も考える」との発言が、また、「出入国在留管理庁監修の『生活・就労ガイドブック』（2019年10月発行）中で、妊娠・出産等について情報発信していく方法もある」という回答もありました。

Ⅲ 統計数値等について（福岡局管内）

今年の統計数値に関する回答では、これまで回答のあった質問項目のうち5項目の質問に関して「非公表」という回答で、回答をしなくなりました。統計数値についての質問24項目のうち回答項目は14項目にとどまり、9項目（「非公表」による5項目、「集計中」3項目、「回答を差し控える」が1項目）に回答がありませんでした。

以下、質問項目順位に回答を紹介しておきます。

1 出国命令制度、在留資格取消制度、難民認定申請件数と認定件数について

①出向命令制度により出国した外国人数は、2017年50名(うち未成年者1名)から2018年87名(うち未成年者2名)と回答がありましたが、2019年非公表という回答でした。

②在留資格が取り消された外国人数について、昨年は、2017年3名(「留学」5名、「技術・人文知識・国際業務」3名)から2018年28名(「留学」7名、「技術・人文知識・国際業務」2名「技能実習」13名、「日本人配偶者等」1名)という回答でしたが、今年の回答は、2019年は集計中として回答がありませんでした。

③昨年は、難民認定申請件数と難民認定件数は、2017年60名、0名、2018年1-9月は、41名、1名という回答で、難民認定者が、福岡入管内でもいることがわかりましたが、今年の回答は、2019年は、本庁で集計中として回答はありませんでした。

2 個人識別情報の提供義務化について

昨年の回答では、「全国において退去強制を命ぜられた者は、2017年1,206名、2018年上半期624名、全国において退去強制の手続きを取った者 2017年9名 2018年上半期 2名」でしたが、今年の回答では、「全国において退去強制を命ぜられた者は、2018年1,255名、2019年上半期1,412名、全国において退去強制の手続きを取った者は、2018年7名、2019年上半期2名で、福岡局の数は公表していない」として回答がありませんでした。

(コメント)

※ 個人識別情報の義務化で、退去強制を命ぜられた者が、2017年1,206名、2018年1,255名でしたが、2019年は上半期で1,405名と倍以上に増加しています。全国において退去強制の手続きを取った者は、2017年9名、2018年7名、2019年上半期2名と、こちらは減少しています。

3 住所以外の各種の届出件数について

昨年の速報値の回答2018年全国4,713件 うち福岡局管内(那覇支局を含む)199件が確定値として回答されましたが、2019年は集計中として回答がありませんでした。

4 在留特別許可の運用の現状に関して

在留特別許可件数は、2017年35件、2018年22件(確定値)、2019年35件(速報値)という回答でした。収容中60日以内に在留特別許可が認められた件数(昨年の回答2017年0件、2018年1件)及び 上陸拒否事由該当ケースでの在留特別許可が認められた件数(昨年回答2017年9件、2018年2件)は、今年の回答では2019年は非公表として回答されませんでした。

5 上陸特別許可の運用の現状について

上陸特別許可件数は、昨年の回答では2017年37件（確定値）、2018年45件（概数値）でしたが今年は非公表として回答されませんでした。入管法第5条該当者で上陸特別許可件数が、2017年1名、2018年1名でしたが、2019年8件（速報値）と増加していました。

6 上陸拒否者数について

昨年は2017年415名（確定値）、2018年317名（概数値）という回答でしたが、今年の実績では、2019年は非公表として回答がありませんでした。

7 非正規滞在者への摘発件数・人員数は

昨年の回答では 2017年81件、89人から、2018年159件、142人、今年の実績では、2019年 摘発件数148件、摘発人数148人（いずれも概数）で、昨年より摘発件数は11件減少しましたが、摘発人数は6人増加しました。

8 退去強制者数

2016年210件、2017年261件、2018年374件（うち「不法残留」が298件と前年比104件増加）で増加していましたが、2019年（概数）358件（不法残留が26件減少し、資格外活動が14件増加）と、総数は前年比16件減少しました。また受理件数のうち自主申告者数は、2018年96名、2019年114名（概数）という回答でした。退去強制者のうちの入管より警察・検察に告発した人数が、2018年0名、2019年0名でした。退去強制者のうち自費出国者数：国費送還者数：送還忌避者数は、昨年回答では、2017年 148：2：0 2018年 252：6：0 でしたが、今年の実績は2019年 209：6：1 でした。

9 仮放免者数について

昨年の回答では、2017年末12名（男性9名、女性3名）、2018年末3名（男性のみ）でしたが、今年の実績は2019年末11名（男性8名、女性3名）でした。うち、入管から自治体に通知した人数は、2017年末12名（男性9名、女性3名）、2018年末2名（男性のみ）、2019年末8名（男性6名 女性2名）でした。

10 収容施設について

福岡入管の収容定員：平均収容期間：最長収容期間は、昨年の回答は、2018年36名：7日：68日でしたが、今年の実績は、2019年36名：5日：86日で、最長収容期間が68日から86日と増加していました。収容中の自損行為、自殺、警察逮捕者及び他の入国管理センター、他局へ移送された女性の人数は、いずれも2018年、2019年とも0人でした。セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われる被収容者数は、2018年、2019年いずれも0名でした。「なお、セクシャルマイノリティ（性的少数者）と思われるものを収容した場合、

単独で収容するなど被収容者の状況や意向に応じた可能な範囲で柔軟に対応する。」との回答でした。

11 福岡入管の職員体制について

昨年の回答では 2018年度 職員数548名、うち福岡本局111名（入国在留審査部門と審判部門64名、警備部門31名、その他16名）、2017年度と比べて、83名増（出入国管理を行う空港等への増員）でしたが、今年度の回答では、2019年職員数645名、うち福岡本局145名（就労永住審査部門、留学研修審査部門、審判部門の計89名、警備部門38名、その他18名）2018年度と比べて、97名増員（主に出入国審査、特定技能制度の導入による）で、この2年間180名増員という大幅増加となっています。職員の月の平均残業時間は、2016年度までは回答がありましたが、2017年度以降「一概に答えるのは困難で回答を差し控える」として回答がありませんでした。